

平成26年9月30日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第61号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案  
議第62号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるについて  
議第63号 老上小学校の分離に伴う通学区域の設定につき議決を求めるについて

議第 61 号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第9条第1項関係）

※入園願書受付番号		入園願書			年月日	
草津市教育委員会様						
住所 保護者 氏名 ㊞						
次の者を 幼稚園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いします。						
就園期間	年月日から 年月日					
ふりがな		男	満歳			
幼児名		女	年月日生			
現住所	丁目 番号 草津市 町 番地					
ふりがな		幼児との続柄				
保護者氏名						
連絡方法 (電話番号)	自宅 緊急連絡先 (氏名: )					
幼児の健康状態		既往の疾病				
幼児の性格、行動、情緒の傾向および健康や発達の状況等、指導上参考となること						
入園前の状況 (在宅、他の就学前施設等)						

備考 ※欄は記入しないこと。

氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

## 付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに入園する場合の申請および許可はなお、従前の例による。

草津市幼稚園規則（昭和55年教委規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																																																																													
<p>様式第1号（第9条第1項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>※入園願書受付番号</td> <td colspan="2">入 園 頓 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">草津市教育委員会 様</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所 保護者 氏名 ㊞</td> </tr> <tr> <td>次の者を</td> <td colspan="2">幼稚園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いします。</td> </tr> <tr> <td>就園期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>男</td> <td>満 歳</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td>女</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2">丁目 番 号 草津市 町 番地</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td colspan="2">幼児との関係</td> </tr> <tr> <td>連絡方法 (電話番号)</td> <td colspan="2">自宅 緊急連絡先 (氏名: )</td> </tr> <tr> <td>幼児の健康状態</td> <td>既往の疾病</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。</td> </tr> </table>	※入園願書受付番号	入 園 頓 書			年 月 日		草津市教育委員会 様			住所 保護者 氏名 ㊞			次の者を	幼稚園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いします。		就園期間	年 月 日から 年 月 日		ふりがな	男	満 歳	幼児名	女	年 月 日生	現住所	丁目 番 号 草津市 町 番地		ふりがな			保護者氏名	幼児との関係		連絡方法 (電話番号)	自宅 緊急連絡先 (氏名: )		幼児の健康状態	既往の疾病		幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること			入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)			備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。			<p>様式第1号（第9条第1項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>※入園願書受付番号</td> <td colspan="2">入 園 頓 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">草津市教育委員会 様</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所 保護者 氏名 ㊞</td> </tr> <tr> <td>次の者を</td> <td colspan="2">幼稚園に入園させたいから許可くださるようお願いします。</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>男</td> <td>満 歳</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td>女</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2">丁目 番 号 草津市 町 番地</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td colspan="2">幼児との関係</td> </tr> <tr> <td>連絡方法 (電話番号)</td> <td colspan="2">自宅 勤務先</td> </tr> <tr> <td>幼児の健康状態</td> <td>既往の疾病</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。</td> </tr> </table>	※入園願書受付番号	入 園 頓 書			平成 年 月 日		草津市教育委員会 様			住所 保護者 氏名 ㊞			次の者を	幼稚園に入園させたいから許可くださるようお願いします。		ふりがな	男	満 歳	幼児名	女	年 月 日生	現住所	丁目 番 号 草津市 町 番地		ふりがな			保護者氏名	幼児との関係		連絡方法 (電話番号)	自宅 勤務先		幼児の健康状態	既往の疾病		幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること			入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)			備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。		
※入園願書受付番号	入 園 頓 書																																																																																													
	年 月 日																																																																																													
草津市教育委員会 様																																																																																														
住所 保護者 氏名 ㊞																																																																																														
次の者を	幼稚園に入園させたいから、入園許可くださるようお願いします。																																																																																													
就園期間	年 月 日から 年 月 日																																																																																													
ふりがな	男	満 歳																																																																																												
幼児名	女	年 月 日生																																																																																												
現住所	丁目 番 号 草津市 町 番地																																																																																													
ふりがな																																																																																														
保護者氏名	幼児との関係																																																																																													
連絡方法 (電話番号)	自宅 緊急連絡先 (氏名: )																																																																																													
幼児の健康状態	既往の疾病																																																																																													
幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること																																																																																														
入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)																																																																																														
備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。																																																																																														
※入園願書受付番号	入 園 頓 書																																																																																													
	平成 年 月 日																																																																																													
草津市教育委員会 様																																																																																														
住所 保護者 氏名 ㊞																																																																																														
次の者を	幼稚園に入園させたいから許可くださるようお願いします。																																																																																													
ふりがな	男	満 歳																																																																																												
幼児名	女	年 月 日生																																																																																												
現住所	丁目 番 号 草津市 町 番地																																																																																													
ふりがな																																																																																														
保護者氏名	幼児との関係																																																																																													
連絡方法 (電話番号)	自宅 勤務先																																																																																													
幼児の健康状態	既往の疾病																																																																																													
幼児の性格、行動、情緒の傾向 および健康や発達の状況等、指導上参考となること																																																																																														
入園前の状況 (住宅、他の就学前施設等)																																																																																														
備考 ※欄は記入しないこと。 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。																																																																																														

議第62号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年9月30日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
社会教育の関係者	石本 恵津子	草津市社会教育員

任期 平成26年9月30日～平成27年8月31日

(今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。
  - (1) 学校教育の関係者
  - (2) 社会教育の関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第63号

老上小学校の分離に伴う通学区域の設定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成26年9月30日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

老上小学校の分離に伴う通学区域の設定につき議決を求めるについて  
老上小学校の分離に伴う通学区域の設定につき、本委員会の議決を求める。

記

1. 設定内容

(1) 老上小学校および新設小学校の通学区域は、以下の区域をもって設定する。

①老上小学校

野路町（東海道本線以西）、南草津一丁目～五丁目、南笠町（新設小学校の区域を除く。）、矢橋町（1番～23番・39番・52番・65番～72番・104番～105番・293番～417番）、橋岡町（2番～34番（但し、27番および29番2～29番7までは除く。））

② 新設小学校

南笠町（801番～887番・1051番～1090番・1891番以降）、新浜町  
矢橋町（老上小学校の区域を除く。）、橋岡町（老上小学校の区域を除く。）

(2) 当該通学区域においては、加入町内会から分断される世帯が一部あるが、当該世帯については、就学指定校変更の手続きにより町内会から分断されないよう配慮する。

2. 実施時期等

(1) 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部改正については、  
新設小学校にかかる草津市立小・中学校の設置等に関する条例の改正と同時に実施する。

(2) 当該通学区域については、新設小学校開校時の平成28年4月1日から施行する。

校区境界(最終案)

N



新設小学校区

建設予定地

老上小学校区

←校区境界

町内会(新設小学校区)

鳩が森町・新浜町・東新浜町・ベルヴィタウン新浜・  
南新浜・リバーサイド新浜町・新浜町四ノ坪・  
ベルヴィ東新浜町・矢橋町・よし池町・花ノ木・  
ヴィア・プレツソ自治会・ベルヴィ矢橋・  
橋岡町自治会・中林町・開華

町内会(老上小学校区)

野路町川の下・野路下北池・  
アメニティ南草津Ⅱ・南笠町・  
湖州平・南草津団地・大町

(JR線)

南草津駅

大 津 市

平成26年9月30日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について
- (2) 草津市教育・保育の支給認定に関する規則案について
- (3) 寄付受入れ報告について

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を

いう。

- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)または法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育および特別利用教育を含む。次条第1項および第2項において同じ。)または特定地域型保育(特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。次条第1項および第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思および人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育または特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園および保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分および同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

### 第2節 運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資する

と認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを作成する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書または電磁的

方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要な程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法

第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間および保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育および特別利用教育を含む。

以下この条、次条および第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途および額ならびに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項および第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号および次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をい

う。次項において同じ。)

- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号および第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価または外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子どもまたはその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始および終了に関する事項ならびに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項および第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項または第6項に規定する措置への対応、

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分または特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。  
(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）  
に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。  
(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関する支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することがで

きるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）もしくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項および第39条第4項において同じ。）を行う者等またはその職員に対し、小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等またはその職員から、小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもまたは支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該市町村の職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わな

ければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

### 第3節 特例施設型給付費に関する基準

#### (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号または同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

#### (特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下（満1歳に満たない小学校就学前子どもを保育する場合は1人以上3人以下）とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）および小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規

定する共済組合等の構成員をいう。) の監護する小学校就学前子どもとする。) およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

### (内容および手続の説明および同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類および名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

### (正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要な程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

### (あっせん、調整および要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規

定により市町村が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を実施する認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
  - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定する其他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態

に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をい

う。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途および額ならびに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない

い。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項および第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項および第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項および第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項および第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項および第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
  - 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、または受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条および第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育または特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）および同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準

により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）および同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」および同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者は、第42条第1項第3号に係る連携協力をを行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

## 草津市教育・保育の支給認定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）および子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、教育・保育の支給認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、法および施行規則において使用する用語の例による。  
(施行規則第1条第1号の市町村が定める時間)

第3条 施行規則第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。  
(支給認定等の様式)

第4条 施行規則第2条第1項の申請書は、支給認定申請書兼入所（園）申込書兼児童台帳（別記様式第1号）によるものとする。

2 法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 法第20条第4項後段の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（別記様式第3号）によるものとする。

4 法第20条第5項の規定による通知は、支給不認定決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

5 法第20条第6項ただし書の規定による通知は、支給認定延期通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(変更認定等の様式)

第5条 施行規則第11条第1項の申請書は、支給認定変更申請書兼入所（園）申込書兼児童台帳（別記様式第6号）によるものとする。

2 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定職権変更通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

3 施行規則第15条第1項の届出書は、申請内容変更届（別記様式第8号）によるものとする。  
(支給認定の取消しの様式)

第6条 施行規則第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消決定通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

(支給認定証の再交付)

第7条 市長は、施行規則第16条第1項に基づき支給認定証を再交付するときは、児童台帳および再交付する支給認定証に交付年月日および再交付の文字を記載するものとする。

2 施行規則第16条第2項の申請書は、支給認定再交付申請書（別記様式第10号）によるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、別に定める。  
付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

## 支給認定申請書兼入所(園)申込書兼児童台帳

年 月 日

草津市長様

施設受付番号	
--------	--

保護者氏名

(入所(園)児童との続柄: )

次のとおり、支給認定等について、申請します。

※保育所(園)、地域型保育(家庭的保育、小規模保育等)を行う施設の入所(園)希望する場合、本申請の記載が必要です。

※市立幼稚園の入園を希望する場合、本申請と併せて入園願書の記載が必要です。

※市立幼稚園の入園を希望する場合は、太枠の記載は不要です。

※既に支給認定を受けている場合に記入してください。

認定者番号							
入所児童(園)	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	年4月1日 現在の満年齢	2人以上の申込	在園兄弟姉妹	
		年月日	男 ・ 女	歳	有 ・ 無	有 ・ 無	
住所保護連絡者の先	(現住所) 〒 (草津市転入予定先の住所) ※現住所が草津市以外の場合のみ			電話番号 (自宅)			
	( 年1月1日現在の住所)						
	( 年1月1日現在の住所)						
希望先	<input type="checkbox"/> 幼稚園の入園を希望します。 <span style="float: right;">※第1号認定</span> <input type="checkbox"/> 保育所(園)、地域型保育等を行う施設の入所(園)を希望します。 <span style="float: right;">※第2、第3号認定</span>						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園と保育施設(保育所(園)または地域型保育を行う施設)を併願します。 <input type="checkbox"/> 併願しません。						
幼稚園・併保育所	※幼稚園と保育施設(保育所(園)または地域型保育を行う施設)を併願する場合、 本用紙は施設の種類ごとに1枚ずつ記載してください。またいづれかにチェック(□)をしてください。						
	幼稚園			(希望理由)			
保育所(園)	※幼稚園を希望しない場合記載不要						
	※地域型保育(家庭的保育、小規模保育等含む)	第1希望のみ			(希望理由)		
		第2希望			(希望理由)		
第3希望			(希望理由)				
保育時間希望	区分 次のいづれかにチェック(□)をしてください。 <input type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間/日) <input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間/日)			<small>【注意】就労時間等によって、保育標準時間(就労: 120時間以上/月)、保育短時間(就労: 60時間以上/月)に分かれます。この区分は申請書類の内容に基づき決定しますので、決定結果は左記の希望時間と異なる場合があります。</small>			
教育・保育を希望する期間		年月日から		年月日まで			
区分	(ふりがな) 氏名	入所(園)児童との続柄	生年月日	性別	携帯電話番号 (保護者のみ)	勤務先または学校名等	備考
入所申込児童を除く世帯員			明・大昭・平年月日	男 ・ 女			
			明・大昭・平年月日	男 ・ 女			
			明・大昭・平年月日	男 ・ 女			
			明・大昭・平年月日	男 ・ 女			
			明・大昭・平年月日	男 ・ 女			

※注意: 裏面も必ず記入してください。また、楷書ではつきりと書いてください。

※支給認定証が交付されている場合、添付してください。

保育の利用を必要とする理由	父	必要とする理由				
		<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事	
		<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 育児休業取得時に、既に保育を利用	<input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> その他 ( )
		備考				
	母	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事
		<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> 育児休業取得時に、既に保育を利用	<input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> その他 ( )
		備考				
		家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 左記以外 ( )	
生活保護の適用		<input type="checkbox"/> 無	有	(年月日)	保護開始( )	
申請にあたり、次の内容について、同意します。 ① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。 ② ①の情報に基づき、決定した利用者負担額やその他必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。 ③ 入所（園）希望児童の発育情報にかかる関係機関への情報提供をすること。 ④ 本申請に虚偽があった場合は、支給認定等を取り消すこと。						
年月日 保護者氏名						

\*施設記入欄

施設受付年月日	年月日 (施設名 : )		担当者 : ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 状況調書 • 就証 ( <input type="checkbox"/> 父 • <input type="checkbox"/> 母) • 他 ( <input type="checkbox"/> 父 • <input type="checkbox"/> 母)		
*市記入欄			

認定関係	市受付年月日	年月日 (担当者 : )	入力年月日	年月日 (担当者 : )
	添付書類	<input type="checkbox"/> 状況調書 • 就証 ( <input type="checkbox"/> 父 • <input type="checkbox"/> 母) • 他 ( <input type="checkbox"/> 父 • <input type="checkbox"/> 母)		
	認定の可否	<input type="checkbox"/> 可 • <input type="checkbox"/> 否	年月日認定	認定区分
	認定者番号			自至年月日
	備考			
入所関係	入所施設	入所期間	自至年月日	
	備考			

年月日

様

## 支給認定決定通知書

草津市長

印

次のとおり、支給認定することを決定しましたので通知します。

記

認定者番号		
児童氏名		
児童生年月日		性別
保護者氏名		
保育の必要性 の理由		
保育の必要量		
認定有効期間		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんただ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

様式第3号（第4条第3項関係）

子ども・子育て支援 支給認定証			支給認定区分
認定者番号			保育の必要性 の 理 由
児童氏名			保育の必要量
児童生年月日		性別	認定有効期間  年 月 日から 年 月 日まで
保護者氏名			
保護者生年月日		性別	
住所			草津市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

番号  
年 月 日

様

## 支給不認定決定通知書

草津市長

印

次のとおり、支給認定の申請に対し、認定しないことを決定しましたので通知します。

記

児童氏名		性別	
生年月日		性別	
保護者氏名		性別	
保護者生年月日		性別	
支給 不認定区分			
理由			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんただ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

様

番号  
年 月 日

### 支給認定延期通知書

草津市長

印

年 月 日付けで申請のありました支給認定につきましては、次の理由で申請のあった日から30日以内に決定することができません。現在のところ、年 月 日まで日時を要する見込です

#### 記

児童氏名		
生年月日	性別	
保護者氏名		
保護者生年月日	性別	
住所		
理由		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだけの翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

草津市長様

施設 受付番号	
------------	--

保護者氏名

(入所(園)児童との続柄: )

次のとおり、支給認定等の変更について申請します。

※保育所(園)、地域型保育(家庭的保育、小規模保育等)を行う施設、市立幼稚園の入所(園)希望する場合で、申請内容に変更がある場合、本申請の記載が必要です。

※市立幼稚園の場合は、太枠の記載は不要です。

認定者番号	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	年4月1日 現在の満年齢	2人以上の申込	在園 兄弟姉妹	
入所児童(園)		年月日	男 ・ 女	歳	有 ・ 無	有 ・ 無	
住所保 護連絡の先	(現住所) 〒 (草津市転入予定先の住所) ※現住所が草津市以外の場合のみ (年1月1日現在の住所) (年1月1日現在の住所)		電話番号 (自宅)				
入所(園)施設名							
変更前			変更後				
保育の理由等	□父・□母 □就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他 [ ]			□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に、既に保育を利用 □不存在 □その他 [ ]			
希望保育時間	□保育短時間 →利用時間: 8時間/日 □保育標準時間→利用時間: 11時間/日			□保育短時間 →利用時間: 8時間/日 □保育標準時間→利用時間: 11時間/日 ※就労時間等によって、保育標準時間(就労: 120時間以上/月)、保育短時間(就労: 60時間以上/月)に分かれます。 この区分は申請書類を審査し、決定します。			
利用者負担額 算定期間	□利用者負担額算定期間による変更 □利用者負担額算定期間対象者の変更 □その他						
変更由の 事由							
教育・保育を希望する期間		年月日から			年月日まで		
区分	(ふりがな) 氏名	入所(園)児童との続柄	生年月日	性別	携帯電話番号 (保護者のみ)	勤務先または 学校名等	
入所申込児童を除く世帯員			明・大 昭・平	年月日	男 ・ 女		
			明・大 昭・平	年月日	男 ・ 女		
			明・大 昭・平	年月日	男 ・ 女		
			明・大 昭・平	年月日	男 ・ 女		
			明・大 昭・平	年月日	男 ・ 女		

※注意: 裏面も必ず記入してください。また、楷書ではっきりと書いてください。  
※支給認定証を添付してください。

申請にあたり、次の内容について、同意します。

- ① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。
- ② ①の情報に基づき、決定した利用者負担額やその他必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。
- ③ 入所（園）希望児童の発育情報にかかる関係機関への情報提供すること。
- ④ 本申請に虚偽があった場合は、支給認定等を取消すこと。

年　月　日　　保護者氏名

\*施設記入欄

施設受付年月日	年　月　日 (施設名： )		担当者： ( )
添付書類	就証 (□父・□母) ・ 他 (□父・□母)		

\*市記入欄

市受付年月日	年　月　日 (担当者： )		入力年月日	年　月　日 (担当者： )
添付書類	就証 (□父・□母) ・ 他 (□父・□母)			
認定の可否	□可・□否	年　月　日認定	認定区分	□1号 □2号・□3号 (□標・□短)
認定者番号			認定期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日
備　考				
入所施設			入所期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日
備　考				

番号  
年 月 日

様

## 支給認定職権変更通知書

草津市長

印

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、次のとおり職権で支給認定の変更認定を行いましたので、通知します。

つきましては、支給認定証を下記提出先に 年 月 日までに提出してください。ただし、既に支給認定証を提出されている場合は、提出不要です。

記

認定者番号			
児童氏名			
児童生年月日		性別	
保護者氏名			
保育の必要性の理由			
保育の必要量			
認定有効期間			

提出先：

## 様式第8号（第5条第3項関係）

## 申請内容変更届

草津市長様

年月日

施設受付番号	
--------	--

保護者氏名

保護者生年月日 年月日

(入所(園)児童との続柄：)

・次のとおり、支給認定等について、変更届を提出します。

※保育所(園)、地域型保育(家庭的保育、小規模保育等)を行う施設、市立幼稚園の入所(園)希望する場合で、申請内容に変更がある場合、本申請の記載が必要です。

認定者番号				
入所児童(園)	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	
		年月日	男 ・ 女	
住所保・護連絡の先	(現住所) 〒		電話番号	(自宅) (携帯)
	(年1月1日現在の住所)			
	(年1月1日現在の住所)			
施設(入所)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(1号認定) <input type="checkbox"/> 保育所(園) 地域型保育以外(2、3号認定) <input type="checkbox"/> 地域型保育 家庭的保育・小規模保育等(3号認定)		入所(園) 施設名	

変更の内容	変更前			変更後		
	住所	〒 草津市		〒 草津市		
世帯の状況	変更前			変更後		
	(ふりがな) 氏名	入所(園) 児童との 続柄	生年月日	(ふりがな) 氏名	入所(園) 児童との 続柄	生年月日
			明・大 昭・平 年月日			明・大 昭・平 年月日
			明・大 昭・平 年月日			明・大 昭・平 年月日
			明・大 昭・平 年月日			明・大 昭・平 年月日
			明・大 昭・平 年月日			明・大 昭・平 年月日

※注意：裏面も必ず記入してください。また、楷書ではっきりと書いてください。  
 ※支給認定証を添付してください。

- 届出にあたり、次の内容について、同意します。
- ① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。
  - ② ①の情報に基づき必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。
  - ③ 入所（園）希望児童の発育情報にかかる関係機関への情報提供すること。

年　月　日　保護者氏名

\*施設記入欄

施設受付年月日	年　月　日 (施設名 :	担当者 : )
---------	--------------	---------

\*市記入欄

市受付年月日	年　月　日 (施設名 :	担当者 : )
--------	--------------	---------

様

番号  
年 月 日

## 支給認定取消通知書

草津市長

印

次のとおり、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、支給認定を取り消しました  
ので通知します。

支給認定証を下記返還先に 年 月 日までに返還してください。なお、既に支給認定証  
を提出されている場合は、返還不要です。

記

児童氏名		
生年月日		性別
保護者氏名		
保護者生年月日		性別
支給認定 取消区分		
理由		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます（ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんただ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

なお、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。）。

返還先：

## 支給認定証再交付申請書

年 月 日

草津市長様

施設受付番号	
--------	--

保護者氏名

保護者生年月日 年 月 日

(入所(園)児童との続柄: )

次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。

認定者番号				
入所児童(園)	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	年4月1日 現在の満年齢
		年月日	男 ・ 女	歳
住所保・護連絡の先	(現住所) 〒		電話番号	(自宅) (携帯)
	(年1月1日現在の住所)			
	(年1月1日現在の住所)			
入所施設(園)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(第1号認定) <input type="checkbox"/> 保育所(園) 地域型保育以外(第2号、第3号認定) <input type="checkbox"/> 地域型保育 家庭的保育・小規模保育等(第3号認定)		入所(園) 施設名	
申請の理由		<input type="checkbox"/> 紛失・消失 <input type="checkbox"/> 破損・汚損 <input type="checkbox"/> その他( )		
支給認定書の添付の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※破り、または汚した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。

## \*施設記入欄

施設受付年月日	年 月 日 (施設名: )	担当者: )
---------	---------------	--------

## \*市記入欄

市受付年月日	年 月 日 (施設名: )	担当者: )
--------	---------------	--------

再交付日 年 月 日

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
玉川小学校外付け電源	1	590,000	590,000	草津市野路九丁目7-42 玉川学区青少年育成区民会議	平成26年 8月30日	玉川小学校
小計			590,000			
シューズボックス	3	53,784	161,352	草津市北山田町350 山田幼小教育後援会	平成26年 9月3日	山田小学校
小計			161,352			
大太鼓	2	100,000	200,000	草津市木川町244番地 山田山々太鼓サークル	平成26年 9月19日	
小計			200,000			
草刈り機	1	24,685	24,685	草津市南山田町672番地2	平成26年	山田幼稚園
散水栓	1	118,800	118,800	山田幼小教育後援会	6月	
小計			143,485			
合計			1,094,837			